

税金の納め忘れはありませんか？



市民の皆さんが納めた税金は、市民の安全を守る警察・消防や、道路・河川の整備、ゴミの収集や処理といった市民に役立つ公的サービス、年金・医療・福祉・教育など社会での助け合いのための活動に使われています。

つまり税金は、みんなで社会を支えるための「会費」といえます。税金を期限内に納めることは、「うきは市」を維持し、発展させていくために欠かせないことなのです。

滞納があると、本来、市民のために使われるべき貴重な市税が、滞納を徴収するための費用に充てられることとなります。市税は市民全体の大切な財産です。

これからも安心安全に生活していくため、税金の大切さを今一度考え、期限内の納付をお願いします。

◆納期限内に納め忘れたら・・・

納期限から20日以内に督促状を発送します。督促状が届いたら直ちに納付してください。

納期限を過ぎてから納付された場合は、行き違いで督促状が発送される場合もあります。

◆督促状が届いても放置していると・・・

地方税法では、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは財産を差押えなければならない」とされています。催告書などが届いたら直ちに納付しましょう。

◆督促状、催告書を発送しても納付がない場合は・・・

地方税法第298条等による財産調査を開始します。財産の発見、差押えの必要がある場合は差押えを行います。

財産調査は金融機関、勤務先、官公庁、取引先など多岐にわたります。また差押えを行った場合、その財産の利害関係人（給与なら勤務先、預貯金なら金融機関、不動産なら抵当権者など）にも差押えに係る通知が送付されます。

◆気をつけていても納付を忘れそう・・・

そんな方には口座振替が便利です。

「ちゃんと納めるつもりなのに、ついうっかり・・・」「日中は忙しくて銀行、郵便局に行く暇がない・・・」という方には口座振替がお勧めです。ぜひご利用ください。

口座振替申込書は市内の金融機関窓口または市役所にあります。

※手続き完了までに1カ月程度かかります。

◆昼間仕事が忙しくて・・・

土日や深夜でも大丈夫。コンビニで納付できます。ただし、コンビニ支払期限が過ぎた納付書や金額が30万円以上のものはコンビニ支払いができませんのでご注意ください。

◆納期限内に納付できない事情がある場合は・・・

災害、病気、事業の著しい損失や事業の廃止などの事情で一時に納税することが困難となった場合には納税猶予制度に該当する場合があります。お早めにご相談ください。

◆早めの納税相談を・・・

督促状や催告書を放置しても問題解決にはなりません。徴収対策室ではさまざまな問題を抱えている方に対して、生活再建も視野に入れた「生活再建型滞納整理」を行っています。

ファイナンシャルプランナーの資格を持った職員が、本人からの聞き取りにより収支状況を確認し、払えるようになるためにどんな方法があるのかいっしょに考えます。

お早めにご相談ください。

ストップ 滞納



納税相談窓口	徴収対策室 TEL 75-4977
納税相談時間	祝日以外の月曜日から金曜日 午前9時から午後5時